

農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和6年9月

大 分 県

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号。以下「農村産業法」という。）、農村地域への産業の導入に関する基本方針及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドラインの一部改正に伴い、農村産業法第 4 条第 1 項の規定に基づき定めた農村地域への産業の導入に関する基本計画を次のとおり変更する。

令和 6 年 9 月 3 日

大分県知事 佐藤 樹一郎

目 次

第1	農村地域への産業の導入の目標	1
第2	農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	4
第3	農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	5
第4	農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	5
第5	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	7
第6	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	8
第7	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	9
第8	その他必要な事項	10

農村地域への産業の導入については、農村地域への工業等の導入を促進し、農業従事者が導入される工業等に就業するための措置を講ずるとともに、これとあいまって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として、昭和46年に「農村地域工業等導入促進法」（以下「旧農工法」という。）が制定された。

その後、平成29年に高度経済成長期以降の農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化を踏まえ、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年法律第48号)が制定され、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業も導入できるよう対象業種の限定を廃止するなどの改正が行われるとともに、名称も「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」となった。

さらに令和4年には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)の制定に伴い、都道府県は、基本計画において市町村に対して業種選定の考え方を示すこととなり、導入する具体的な産業の業種については、市町村が実施計画に記載することとされた。

本基本計画は、農村産業法第4条第1項に基づき、以下の方針により本県の農村地域における産業の導入を促進し、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るために策定するものである。

第1 農村地域への産業の導入の目標

1 基本的な考え方

農村地域への産業の導入に当たっては、農村地域における農業振興地域整備計画等の土地利用に関する計画等との整合性を保ちながら、農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある産業の導入を図るものとする。

また、社会情勢等の変化により産業の導入が十分行なわれていない導入地区にあっては、既存計画の見直しを行う。その際、産業集積状況や地区の資源活用の観点から検討を進めるものとする。

2 導入業種の選定の考え方

導入産業の業種の選定の考え方については、以下の考え方に即しつつ、市町村が定める実施計画において具体的に記載することとする。

- (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること
就業機会の創出に当たって、産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質を確保するため、常用雇用者が常駐化する業種を原則選定するものとする。また、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

また、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行い雇用構造の高度化に資する業種や、農村地域に住むそれぞれの住民の希望及び能力に従って就業が行われ、所得の向上が図られる業種を優先的に選定する。

(2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

(3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する必要がある。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意すること。

(4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業、例えば、ICT関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

(5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

農村産業法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていること（法第4条第2項第4号及び第5条第2項第5号）から、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

3 産業の導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画の対象となり、産業導入地区の区域の設定を通じて、農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、旧大分市を除く全域とする。これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整より、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

産業の導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行った結果、当該地域の実施計画に定める産業導入地区において行われるよう誘導することとし、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

また、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、企業に適切に開示することが望ましい。

産業導入地区への立地を想定していた企業が立地を取りやめたり、立地した企業がそ

の後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

既に実施計画を策定した農村地域にあって、産業の導入が進んでいない地域にあっては、企業の立地ニーズや社会構造の変化等を踏まえながら当該実施計画の見直しを行い、産業の導入の目標が達成されるよう積極的な誘導を行うものとする。

なお、各種土地利用計画との調整方針及び調整方法は、次に示すとおりである。

(1) 工業適地が設定されている地域

工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地が設定されている地域にあっては、工場適地を優先的に産業導入地区に含むように設定し、当該地区内で施設用地を選定するものとする。

(2) 都市計画区域が設定されている地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域が設定されている地域にあっては、都市計画区域マスタープラン、市町都市計画マスタープランと整合を図るため、都市計画担当部局と協議するものとする。なお、当該協議は実施計画の事前協議の段階で開催し、調整した内容を実施計画に反映するものとする。

(3) その他の各種土地利用計画

上記以外の法に基づいて区域が設定されている地域にあっては、各土地利用計画との整合性を図るため、当該土地利用計画担当部局と協議するものとする。なお、当該協議は実施計画の事前協議の段階で開催し、調整した内容を実施計画に反映するものとする。

また、次に掲げる要件を充たす地域を設定するものとする。

ア 産業の導入に伴う施設用地の確保、その他関連施設の整備及び産業の導入に対して地元住民の合意、協力が得られるものであること。

イ 当該地域に産業を導入することにより、農用地利用計画等に支障を及ぼさないものであること、又はその周辺の農用地等の利用に支障を及ぼさないものであること。

ウ 本県の工場適地調査の趣旨に沿い、企業立地のための諸条件が既に整備され、又は将来整備される見込みであること。

エ 産業の導入に伴い必要となる道路、用排水施設、廃棄物処理体制等が総合的に整備されることが確実に見込まれるものであること。

オ 雇用効果が期待され、農業と導入産業の均衡ある発展等地域の就業構造の改善に役立つものであること。

カ 産業の導入により、自然環境の保全に支障を来さないものであること。

農村地域への産業の導入は、地球環境の保全に留意しつつ、適正に推進する必要があることに鑑み、次に掲げる地域又は地区については産業の導入地区の設定を避けるものとする。

- a 瀬戸内海国立公園、阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園、祖母傾国定公園及び日豊海岸国定公園の特別地域
- b 武多都、小城山、霊山、湯山、丸山及び堂迫自然環境保全地域
- c 県指定鳥獣保護区特別保護地区
- d 県立自然公園の特別地域
- e 瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の13及び県自然海浜保全地区条例第4条の規定による自然海浜保全地区

なお、法令又は条例により環境保全又は公害防止の観点から、開発行為の規制等に

ついて指定されている地域及び原生林、特異地形、名勝、天然記念物等で特に保護を要する地区、県が選定・公表している「おおいたの重要な自然共生地域」及びそれらの地域の周辺でそれらの地域に影響を及ぼすおそれが大きい地域については、a～eの地域又は地区に準じ産業の導入地区の設定を極力避けるものとする。

4 配慮事項

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

さらに、労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

1 基本的な考え方

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の意向を把握する。

2 農業従事者の就業目標

農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。

特に、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、関係機関が導入企業に対して十分指導を行うなど、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。

農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。なお、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

また、農業経営基盤強化促進法第6条第1項の規定に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、同法第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構を活用した利用権の設定を中心とした担い手への農地集積・集約化を一層進め、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業構造の改善を阻害することのないよう農地中間管理機構、土地改良区及び農業委員会ネットワーク機構等の関係機関と調整する。

さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進める。

第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業の立地については、施設用地が、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種土地利用計画との調整を行った結果、当該地域の実施計画書に定める産業導入地区において行われるよう誘導することとし、集团的優良農用地の保全及び周辺農業への影響を考慮しつつ、産業の導入が円滑かつ適正に行われるよう、施設用地と農用地等との利用の調整を図るものとする。

産業導入地区の設定については、第1の3「産業の導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」によるが、やむを得ず産業導入地区に農用地等を含める場合においては、市町村が産業導入地区の区域を設定する際に行うべき調整は以下により行うこととする。

（1）農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が定められている地域にあつ

ては、農用地区域以外に産業導入地区を設定し、施設用地が農用地区域内に含まれないようにすることとする。

ただし、当該産業導入地区をその土地の地形及び広がり等から農用地区域以外に設定することが困難であり、かつ、産業の導入に伴う農用地利用計画の変更が、その後における当該計画の実施に支障を及ぼすものでないことが明らかであると認められる場合には、市町村が下記の考え方に基づく方針により調整を行うことを定めた上で、産業導入地区に農用地を含めることもやむを得ないものとするが、以下の①～⑤に基づく調整については、市町村の都市計画部局及び農政担当部局において十分に調整することとする。なお、調整に当たっては実施計画の事前協議の段階で協議することとし、調整した内容を実施計画に反映することとする。

また、優良農用地の確保の観点から、産業の導入地区の縮小又は廃止に係る土地がその形状から見て農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、農用地区域に編入するものとする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること
農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
- ・ 地域計画の区域内に他の用途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して 8 年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含

めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理機構の存続期間が満了した農用地についても、上記①から③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、都道府県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」に含まれる。

優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、市町村は、県の農政担当部局と密接に調整をすることが望ましい。

(2) 農地転用に係る事項

実施計画に係る産業の導入地区内の農地の転用については、あらかじめ転用許可権者と所要の調整を行うものとする。

(3) 次の事項は、実施計画において明示するものとする。

ア 農業農村整備事業等の実施に係る受益地区に産業の導入地区を設定しようとする場合は、その調整に関する事項

イ 産業の導入地区設定に関し、当該地区における農業用施設、道路、水路等の利用及び調整に関する事項

ウ 産業の導入地区に立地が予定される企業が、事業場排水等の排出について農業用水路を利用しようとする場合等は、その調整に関する事項

エ 自立しようとする農家の所有する農用地に産業の導入地区を設定しようとする場合は、代替地の斡旋又は交換等その調整に関する事項

(4) 既に実施計画が策定されている地区について

農村産業法の改正前に既に市町村の実施計画が策定されている地区については、策定段階において産業用地と農用地等との利用調整について検討を経ているが、なお、具体的な産業用地の造成及び企業導入の実施段階においても、周辺の農用地等が保全されつつ産業の導入が計画に即して円滑かつ適正に行われるように十分に配慮する。

第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 産業基盤の整備

(1) 産業の立地・導入に必要な用地の確保及び道路等の整備

産業の立地に必要な用地・施設の確保については、優良な農用地は確保しつつ、地域の特色を生かした産業の導入を促進する観点から、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進するほ

か、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成 19 年法律第 48 号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるものとする。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県及び関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流・連携等

農村地域への産業の導入を促進し、導入企業の活動の定着と地域における安定的な就業の機会を確保するため、地場企業や既進出企業及び商工関係団体等関係機関が一体となって産業の導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者、下請企業の確保、企業情報、技術者情報、受発注情報及び技術情報の入手等ソフト面での産業基盤の整備に努めるものとする。とりわけ、技術先端型産業等高度な技術・知識を必要とする産業の導入にあっては、研究開発、情報提供、交流施設、人材育成等の周辺支援体制の整備が重要であることから関連施設の整備を進めるとともに、地域に立地している企業がこれらの必要な情報を容易に入手できるよう、大分県産業科学技術センター、(財)大分県産業創造機構、(財)ハイパーネットワーク社会研究所を積極的に活用するものとする。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。

また、地域社会のニーズを把握して、通信運輸設備の整備、住宅、託児所、レクリエーション施設、公園緑地等の生活関連施設を整備するなど、ゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努めるものとする。

第 6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

導入産業に農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、公共職業

安定所や関係市町村と連携して、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏域の広域化に配慮して、職業安定行政機関との連携により職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への支援に努める。

農業以外の産業に就業を希望する農業従事者、とりわけ不安定な就業状態にある農業従事者については、地元における安定就業を確保するため、導入される産業へ優先して就業できるよう配慮する。この場合において、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

国（大分労働局）、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携し、農村地域に導入される産業への円滑な労働移動に資するため、既存の公共職業能力開発施設、民間教育訓練機関や企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、求職者や導入される産業のニーズに応じた職業訓練の実施に努める。

第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における地域計画の策定を通じて地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体を育成するため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図る。特に、農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構の連携強化、農地の大区画化や排水対策等の基盤整備、農業生産近

代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

この場合において、農業と産業との均衡ある発展を図る観点から、農地整備と併せて産業の導入に伴う施設用地等の確保を図るなど、農業生産基盤等の整備と産業の導入促進が相まって計画的に実施されるよう努めるものとする。

第8 その他必要な事項

1 環境の保全等

(1) 環境への配慮

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、環境基本法(平成5年法律第91号)等環境関係諸法令及び環境基本計画、大分県環境基本計画等の環境の保全に関する計画に基づき、地域の自然環境を損なうことのないように十分配慮し、必要に応じ環境影響評価法(平成9年法律第81号)や大分県環境影響評価条例(平成11年大分県条例第11号)等に基づき、環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないよう努める。

また、具体的な産業の導入及び導入後においても、必要に応じて環境の監視、環境に与える影響についての調査検討の補完等を行うものとする。

(2) 公害防止等

企業の導入に当たっては、公害関係諸法令等を遵守し、環境保全に努めるものとする。

なお、これらの法令のみでは公害事象に対処することが不十分である場合は、地域の実情に応じたきめ細かい指導を行う必要があるため、導入される企業と関係市町村の間において、必要に応じて公害防止協定の締結を促し、公害対策に万全を期するものとする。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害(交通公害を含む。)の防止に配慮する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I Jターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進めるものとする。

3 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村振興地域、半島振興地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

農村地域への産業の導入に当たっては、実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。

また、導入後も企業が円滑に定着できるよう、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村は、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、市町村においては、本制度の運用に当たっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び九州農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、市町村と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省横断的な施策や県及び市町村が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

7 遊休地解消に向けた取組

遊休地については、県や市町村のホームページで工業用地を紹介する等、それぞれ個別の誘致活動を行うとともに、県と市町村が連携した誘致活動を行うこととする。

また、定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

8 撤退時のルールについて

立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、以下に留

意して撤退時のルールを市町村と企業との間で企業の立地時に定めておくこととする。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の迅速な有効活用が可能となるよう、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村へ報告することや、例えば、施設の撤去義務、費用負担に関する事項、施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等の撤退時のルールを実施計画に盛り込み、企業に同意を求める取組を自主的に行うことが望ましい。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、跡地の有効活用の方策について市町村が検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。なお、跡地を有効活用するための選択肢の一つとして、農地としての利活用を推進することも考えられる。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に報告するものとする。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に報告するものとする。市町村は、旧農工法で定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保する。

10 多様な雇用労働者の確保

外国人や障がい者など、多様な就労者の活用を進め、地域の雇用労働者の確保を図るため、専門部局との連携・調整を行うものとする。